

別表5 教育の基礎的理解に関する科目等 [高等学校教諭一種免許状(数学・理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目				
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	10	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論2	2	2	
			教育史	2		2
		• 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論2	2	2	
		• 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2		2
		• 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育制度論	3	2	
		• 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	学校教育心理学	2	2	
		• 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	特別支援教育2	2	2	
		教育課程論	3	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	• 総合的な探究の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
		• 特別活動の指導法				
		• 教育の方法及び技術	教育方法論2	3	2	
		• 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	I C T活用教育論	3	1	
		• 生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	3	
		• 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	3	2	
教育実践に関する科目	3	• 教育実習	中学校教育実習 (※1)	4	5	
			高等学校教育実習 (※2)	4	3	
	• 教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	4	2	

備考：合計して 23 単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状（数学）の「大学が独自に設定する科目」（別表 9 参照）に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

※1・※2のいずれか1科目を履修すること。但し、中学校教諭一種免許状の取得も希望する者は※1を履修すること。

別表6 大学が独自に設定する科目 [中学校教諭一種免許状(数学)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	4	介護等体験実習	3	2	
		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上修得し充足する。			

別表7 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(数学)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	道徳教育	2		2
		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

備考：高等学校教諭一種免許状(数学)のみの取得を希望する場合、「大学が独自に設定する科目」の選択科目として「道徳教育」を履修することが出来る。

別表8 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

別表9 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

〔中学校教諭一種免許状（数学）・高等学校教諭一種免許状（数学）（理科）〕

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	
体育	2	健康・スポーツ科学	1	1	
		健康・スポーツ実技	1	1	
外国語コミュニケーション	2	CS: Presentation	1	2	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2	情報リテラシー	1	1	
		データサイエンス・リテラシー	1	1	

備考：科目区分「体育」には実技が含まれるため、「健康・スポーツ科学」、「健康・スポーツ実技」の両方を修得すること。なお「健康・スポーツ実技」は総合生命理学部総合生命理学科の卒業要件には入らない自由科目である。

教員免許状の取得について  
(2023 年度入学者用)

## 12. 教員免許状の取得について【2023年度入学者用】

総合生命理学部総合生命理学科では、教職課程を履修することによって、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得することができます。そのためには、この課程において定められた所定の単位を修得し、都道府県の教育委員会に免許状取得のための申請をしなければなりません。また、実際に教員として働くためには、地方自治体もしくは私立学校の行う採用試験に合格しなくてはなりません。

教職課程の履修では、「高等学校教育実習」が必修となります。教育実習は実習先の高等学校の全面的な協力のもとで実施されています。実習期間は約2週間にわたり、原則として休むことは許されません。また教育実習には履修資格がありますので、1年次から計画的に履修を進めておかないと、4年次に教育実習を行えないといったことも起こります。

以上のことから、教員免許状の取得を希望する学生は、将来教員になるという強い決意を持った上で教職課程を履修して下さい。なお教職課程では、学期の初めなどにガイダンスを実施しています。教職課程の履修（希望）者は必ず出席して下さい。

### 12.1 取得可能な免許の種類

総合生命理学部総合生命理学科で取得できる教員免許状は、**高等学校教諭一種免許状（理科）**です。中学校教諭免許状は取得できません。なお、2024年度より中学校教諭一種免許状（数学）及び高等学校教諭一種免許状（数学）の課程を設置しますが、いずれも2024年度入学生より適用となり、2023年度以前の入学生については履修することができません。

### 12.2 取得の要件

教員免許状を取得するための要件は以下の通りです。

- 基礎資格（学士の学位）を有すること（大学を卒業すること）。
- 教育職員免許法に定められた下記科目の必要単位数を修得すること。
  - 教科及び教科の指導法に関する科目・・・24単位（別表1を参照）
  - 教育の基礎的理解に関する科目等・・・23単位（別表2を参照）
  - 大学が独自に設定する科目・・・・・・・・・・12単位（別表3を参照）
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める下記科目の必要単位数を修得すること。（別表4を参照）
  - 日本国憲法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位
  - 体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位
  - 外国語コミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位
  - 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作・・・・・・・・・・2単位

別表1 教科及び教科の指導法に関する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
物理学	4	物理学基礎	1	2	
		力学	1		2
		電磁気学	1		2
		波動・熱力学	1	2	
		物理数学	2		2
		量子力学	2		2
		統計力学	3		2
化学	2	化学基礎	1	2	
		物理化学	2		2
		無機化学	2		2
		有機合成化学	2		2
		機器分析化学	3		2
生物学	4	基礎生物学	1	2	
		生物学	1	2	
		生態学	2		2
		基礎生理学	2		2
		進化学Ⅰ	2		2
		生命情報学Ⅰ	2		2
		生化学	2		2
		分子生理学	2		2
		細胞生物学	2		2
		分子生物学Ⅰ	2		2
		応用生理学	3		2
		進化学Ⅱ	3		2
		植物生理学	3		2
		応用生物学	3		2
		生物機能化学	3		2
分子遺伝学	3		2		
分子生物学Ⅱ	3		2		
地学	2	地学概論	2	2	
		天体物理学	3		2
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、 化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	生命科学実験	2	2	

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	理科教育法 1	3	2	
		理科教育法 2	3	2	

備考：選択科目より 6 単位以上を修得すること。選択科目を含め 24 単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状（理科）の「大学が独自に設定する科目」（別表 3 参照）に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表2 教育の基礎的理解に関する科目等 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目				
科目区分		最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
					必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> </ul>	10	教育学概論2	2	2	
			教育史	2		2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)</li> </ul>		教職概論2	2	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</li> </ul>		教育社会学	2		2
			教育制度論	3	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul>		学校教育心理学	2	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> </ul>		特別支援教育2	2	2	
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</li> </ul>	教育課程論	3	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な探究の時間の指導法</li> </ul>	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
			特別活動の指導法			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の方法及び技術</li> </ul>		教育方法論2	3	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</li> </ul>		I C T活用教育論	3	1	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導の理論及び方法</li> </ul>	生徒・進路指導論	2	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</li> </ul>		教育相談	3	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法</li> </ul>					
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習</li> </ul>	3	高等学校教育実習	4	3	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習</li> </ul>	2	教職実践演習(中・高)	4	2	

備考：合計して23単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることことができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表3 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	
体育	2	健康・スポーツ科学	1	1	
		健康・スポーツ実技	1	1	
外国語コミュニケーション	2	CS: Presentation	1	2	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2	情報リテラシー	1	1	
		データサイエンス・リテラシー	1	1	

備考：科目区分「体育」には実技が含まれるため、「健康・スポーツ科学」、「健康・スポーツ実技」の両方を修得すること。なお「健康・スポーツ実技」は総合生命理学部総合生命理学科の卒業要件には入らない自由科目である。

教員免許状の取得について  
(2022 年度入学者用)

## 12. 教員免許状の取得について【2022年度入学者用】

総合生命理学部総合生命理学科では、教職課程を履修することによって、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得することができます。そのためには、この課程において定められた所定の単位を修得し、都道府県の教育委員会に免許状取得のための申請をしなければなりません。また、実際に教員として働くためには、地方自治体もしくは私立学校の行う採用試験に合格しなくてはなりません。

教職課程の履修では、「高等学校教育実習」が必修となります。教育実習は実習先の高等学校の全面的な協力のもとで実施されています。実習期間は約2週間にわたり、原則として休むことは許されません。また教育実習には履修資格がありますので、1年次から計画的に履修を進めておかないと、4年次に教育実習を行えないといったことも起こります。

以上のことから、教員免許状の取得を希望する学生は、将来教員になるという強い決意を持った上で教職課程を履修して下さい。なお教職課程では、学期の初めなどにガイダンスを実施しています。教職課程の履修（希望）者は必ず出席して下さい。

### 12.1 取得可能な免許の種類

総合生命理学部総合生命理学科で取得できる教員免許状は、**高等学校教諭一種免許状（理科）**です。中学校教諭免許状は取得できません。なお、2024年度より中学校教諭一種免許状（数学）及び高等学校教諭一種免許状（数学）の課程を設置しますが、いずれも2024年度入学生より適用となり、2023年度以前の入学生については履修することができません。

### 12.2 取得の要件

教員免許状を取得するための要件は以下の通りです。

- 基礎資格（学士の学位）を有すること（大学を卒業すること）。
- 教育職員免許法に定められた下記科目の必要単位数を修得すること。  
教科及び教科の指導法に関する科目・・・24単位（別表1を参照）  
教育の基礎的理解に関する科目等・・・23単位（別表2を参照）  
大学が独自に設定する科目・・・・・・・・・・12単位（別表3を参照）
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める下記科目の必要単位数を修得すること。  
（別表4を参照）  
日本国憲法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位  
体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位  
外国語コミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位  
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作・・・・・・・・・・2単位

別表1 教科及び教科の指導法に関する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
物理学	4	物理学基礎	1	2	
		力学	1		2
		電磁気学	1		2
		波動・熱力学	1	2	
		物理数学	2		2
化学	2	化学基礎	1	2	
		物理化学	2		2
		有機合成化学	2		2
		機器分析化学	3		2
生物学	4	基礎生物学	1	2	
		生物学	1	2	
		生態学	2		2
		基礎生理学	2		2
		進化学Ⅰ	2		2
		生命情報学Ⅰ	2		2
		生化学	2		2
		分子生理学	2		2
		細胞生物学	2		2
		分子生物学Ⅰ	2		2
		応用生理学	3		2
		進化学Ⅱ	3		2
		植物生理学	3		2
		応用生物学	3		2
分子遺伝学	3		2		
分子生物学Ⅱ	3		2		
地学	2	地学概論	2	2	
		天体物理学	3		2
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、 化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	生命科学実験	2	2	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	理科教育法1	3	2	
		理科教育法2	3	2	

備考：選択科目より6単位以上を修得すること。選択科目を含め24単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表2 教育の基礎的理解に関する科目等 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数			本学での開設授業科目			
科目区分		最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
					必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論2	2	2	
	• 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論2	2	2	
	• 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		2
	• 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育制度論	3	2	
	• 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		学校教育心理学	2	2	
	• 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育2	2	2	
	• 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	3	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	• 総合的な学習の時間の指導法	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
	• 特別活動の指導法					
	• 教育の方法及び技術		教育方法論2	3	2	
	• 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		I C T活用教育論	3	1	
	• 生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3	
	• 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	• 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	3	2	
教育実践に関する科目	• 教育実習	3	高等学校教育実習	4	3	
	• 教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	4	2	

備考：合計して23単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表3 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	
体育	2	健康・スポーツ科学	1	2	
		健康・スポーツ実技	1	1	
外国語コミュニケーション	2	CS: Presentation	1	2	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2	情報処理基礎	1	2	

備考：科目区分「体育」には実技が含まれるため、「健康・スポーツ科学」、「健康・スポーツ実技」の両方を修得すること。なお「健康・スポーツ実技」は総合生命理学部総合生命理学科の卒業要件には入らない自由科目である。



教員免許状の取得について  
(2021 年度以前の入学者用)

## 12. 教員免許状の取得について【2021年度以前の入学者用】

総合生命理学部総合生命理学科では、教職課程を履修することによって、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得することができます。そのためには、この課程において定められた所定の単位を修得し、都道府県の教育委員会に免許状取得のための申請をしなければなりません。また、実際に教員として働くためには、地方自治体もしくは私立学校の行う採用試験に合格しなくてはなりません。

教職課程の履修では、「高等学校教育実習」が必修となります。教育実習は実習先の高等学校の全面的な協力のもとで実施されています。実習期間は約2週間にわたり、原則として休むことは許されません。また教育実習には履修資格がありますので、1年次から計画的に履修を進めておかないと、4年次に教育実習を行えないといったことも起こります。

以上のことから、教員免許状の取得を希望する学生は、将来教員になるという強い決意を持った上で教職課程を履修して下さい。なお教職課程では、学期の初めなどにガイダンスを実施しています。教職課程の履修（希望）者は必ず出席して下さい。

### 12.1 取得可能な免許の種類

総合生命理学部総合生命理学科で取得できる教員免許状は、**高等学校教諭一種免許状（理科）**です。中学校教諭免許状は取得できません。なお、2024年度より中学校教諭一種免許状（数学）及び高等学校教諭一種免許状（数学）の課程を設置しますが、いずれも2024年度入学生より適用となり、2023年度以前の入学生については履修することができません。

### 12.2 取得の要件

教員免許状を取得するための要件は以下の通りです。

- 基礎資格（学士の学位）を有すること（大学を卒業すること）。
- 教育職員免許法に定められた下記科目の必要単位数を修得すること。  
教科及び教科の指導法に関する科目・・・24単位（別表1を参照）  
教育の基礎的理解に関する科目等・・・23単位（別表2を参照）  
大学が独自に設定する科目・・・・・・・・・・12単位（別表3を参照）
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める下記科目の必要単位数を修得すること。  
（別表4を参照）  
日本国憲法・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位  
体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・2単位  
外国語コミュニケーション・・・・・・・・・・2単位  
情報機器の操作・・・・・・・・・・・・・・・・2単位

別表1 教科及び教科の指導法に関する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
物理学	4	物理学基礎	1	2	
		力学	1		2
		電磁気学	1		2
		波動・熱力学	1	2	
		物理数学	2		2
化学	2	化学基礎	1	2	
		物理化学	2		2
		有機元素化学	2		2
		機器分析化学	3		2
生物学	4	基礎生物学	1	2	
		生物学	1	2	
		生態学	2		2
		基礎生理学	2		2
		進化学Ⅰ	2		2
		生命情報学Ⅰ	2		2
		生化学	2		2
		分子生理学	2		2
		細胞生物学	2		2
		分子生物学Ⅰ	2		2
		応用生理学	3		2
		進化学Ⅱ	3		2
		植物生理学	3		2
		応用生物学	3		2
分子遺伝学	3		2		
分子生物学Ⅱ	3		2		
地学	2	地学概論	2	2	
		天体物理学	3		2
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、 化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	生命科学実験	2	2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	理科教育法1	3	2	
		理科教育法2	3	2	

備考：選択科目より6単位以上を修得すること。選択科目を含め24単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表2 教育の基礎的理解に関する科目等 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数			本学での開設授業科目			
科目区分		最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
					必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論 2	2	2	
	• 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論 2	2	2	
	• 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		2
	• 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育制度論	3	2	
	• 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		学校教育心理学	2	2	
	• 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育 2	2	2	
			教育課程論	3	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	• 総合的な学習の時間の指導法	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
	• 特別活動の指導法					
	• 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論 2	3	2	
	• 生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3	
	• 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談	3	2	
教育実践に関する科目	• 教育実習	3	高等学校教育実習	4	3	
	• 教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	4	2	

備考：合計して23単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表3 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	
体育	2	健康・スポーツ科学	1	2	
		健康・スポーツ実技	1	1	
外国語コミュニケーション	2	CS: Presentation	1	2	
情報機器の操作	2	情報処理基礎	1	2	

備考：科目区分「体育」には実技が含まれるため、「健康・スポーツ科学」、「健康・スポーツ実技」の両方を修得すること。なお「健康・スポーツ実技」は総合生命理学部総合生命理学科の卒業要件には入らない自由科目である。

### 13. 総合生命理学部専任教員

氏名	研究内容	連絡先（居室、電子メール）
青柳 忍	放射光X線回折、構造物性物理学	5号館3階351室 aoyagi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
雨夜 徹	有機化学、高分子化学、機能物質化学	5号館1階153室 amaya@nsc.nagoya-cu.ac.jp
奥津 光晴	分子生理学、骨格筋生物学、運動分子生物学	東棟2階201室 okutsu@nsc.nagoya-cu.ac.jp
片山 詔久	物理化学、分子構造学（赤外・ラマン・近赤 外分光）、生物物理、界面化学、食品化学	4号館2階215室 nory@nsc.nagoya-cu.ac.jp
鎌田 直子	位相幾何学、結び目理論	4号館3階337室 kamada@nsc.nagoya-cu.ac.jp
河田 成人	代数学	4号館3階319室 kawata@nsc.nagoya-cu.ac.jp
木藤 新一郎	植物生理学、分子生物学	5号館2階255室 kidou@nsc.nagoya-cu.ac.jp
木村 幸太郎	神経科学、分子遺伝学、光生理学（イメージ ング）、データ科学	5号館2階259室 kokimura@nsc.nagoya-cu.ac.jp
熊澤 慶伯	分子進化学、動物系統学、生物多様性科学	5号館3階353室 kuma@nsc.nagoya-cu.ac.jp
佐久間 紀佳	解析学	4号館4階422室 sakuma@nsc.nagoya-cu.ac.jp
櫻井 宣彦	生物無機化学、生体エネルギー学、構造生物 化学、環境微生物学、極限微生物学	4号館2階219室/5号館1階159室 sakurai@nsc.nagoya-cu.ac.jp
鈴木 善幸	生命情報学、分子進化学、集団遺伝学	4号館3階321室 yossuzuk@nsc.nagoya-cu.ac.jp
高石 鉄雄	応用生理学、バイオメカニクス	東棟2階203室 takaishi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
田上 英明	分子生物学、生化学、エピジェネティクス、 クロマチン機能制御	1号館7階709室 dan@nsc.nagoya-cu.ac.jp
田中 豪	画像処理、色彩科学	4号館3階338室 tanakago@nsc.nagoya-cu.ac.jp
徳光 昭夫	物性理論（低温物理、スピン系、量子情報）	4号館3階313室 tok@nsc.nagoya-cu.ac.jp
中務 邦雄	代謝生化学、機能生物化学、細胞生物学	田辺通キャンパス 共同利用研究施設2階 生物電気測定室 nakatsukasa@nsc.nagoya-cu.ac.jp
中村 篤	音声言語処理、情報系列学習識別	4号館2階221室 atsushi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
秦 和弘	電波天文学、宇宙物理学、銀河・ブラック ホール観測	4号館2階213室 hada@nsc.nagoya-cu.ac.jp
三浦 均	惑星科学、結晶成長学	4号館2階217室 miurah@nsc.nagoya-cu.ac.jp

氏名	研究内容	連絡先（居室、電子メール）
宮原 一弘	教育システム情報学、教育工学、情報教育	4号館4階435室 miya@nsc.nagoya-cu.ac.jp
村瀬 香	生態学、進化集団遺伝学、生態情報測定学	5号館3階355室 kmurase@nsc.nagoya-cu.ac.jp
湯川 泰	分子生物学、RNA生物学、遺伝子発現制御	5号館2階253室 yyuk@nsc.nagoya-cu.ac.jp
渡邊 裕司	知能情報学、情報セキュリティ	4号館3階315室 yuji@nsc.nagoya-cu.ac.jp

## 14. 総合生命理学部学年担任及び関係委員

### 14.1 学年担任

2024年度 入学者	担任 雨夜 徹 amaya@nsc.nagoya-cu.ac.jp  副担任 村瀬 香 kmurase@nsc.nagoya-cu.ac.jp	学業や学生生活のことなど、何でも相談して下さい。 3年次後期（研究室配属後）からは、学年担任に加え、指導教員にも相談が可能です。
---------------	---	---

### 14.2 2024年度関係委員

教務委員会委員長	櫻井 宣彦 sakurai@nsc.nagoya-cu.ac.jp	履修に関する相談
キャリア相談委員	高石 鉄雄 takaishi@nsc.nagoya-cu.ac.jp	進学・就職に関する相談
教職課程委員	宮原 一弘 miya@nsc.nagoya-cu.ac.jp	教職課程に関する相談



## 15. 名古屋市立大学総合生命理学部履修規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 教養教育科目（第3条―第16条）
  - 第3章 専門教育科目（第17条―第28条）
  - 第4章 他学部との単位互換（第29条―第38条）
  - 第5章 履修登録単位数の上限（第39条）
  - 第6章 進級及び卒業要件等（第40条―第44条）
  - 第7章 雑則（第45条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、総合生命理学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 令和2年達第23号、令和5年達第36号）

### 第2条 削除

（一部改正 令和2年達第23号）

### 第2章 教養教育科目

#### （授業科目及び単位数）

第3条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

#### （単位の計算の基準）

第4条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 令和5年達第36号）

#### （修得必要単位数）

第5条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

#### （履修の届出）

第6条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

#### （履修の取消）

第7条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取消しをすることがで

きる。

(履修方法)

第8条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

- 2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。
- 3 学生は、第6条の規定により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。
- 5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。
- 6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。
- 7 指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(一部改正 令和5年達第36号)

(試験)

第9条 試験については、名古屋市立大学試験及び成績に関する規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第8号。以下「試験及び成績に関する規程」という。）第2条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(追試験)

第10条 追試験については、試験及び成績に関する規程第4条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再試験)

第11条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(成績)

第12条 成績及び成績評価については、試験及び成績に関する規程第5条及び第6条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再履修)

第13条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

- 2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。
- 3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。なお第2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(一部改正 令和5年達第36号)

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条の規定に従い教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(学外における学修の認定単位)

第15条 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(単位の取消)

第16条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

### 第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第17条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分については、別表3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第18条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(一部改正 令和5年達第36号)

(修得必要単位数)

第19条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第20条 学生は、年度の始めにおいて、前期、後期及び2学期にわたり履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更(授業科目の追加を含む。)することができる。

(一部改正 令和4年達第30号)

(履修の取消)

第21条 学生は、指定された期間内に所定の手続により履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第22条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。

3 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

4 学生は、第20条の規定により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

7 第1年次においては第2年次以降に配当された授業科目を、第2年次においては第3年次以降に配当された授業科目を、また、第3年次においては第4年次に配当された授業科目を履修することはできない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(試験)

第23条 試験については、試験及び成績に関する規程第2条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(追試験)

第24条 追試験については、試験及び成績に関する規程第4条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再試験)

第25条 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることがある。

2 再試験を受ける学生は、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

(成績)

第26条 成績及び成績評価については、試験及び成績に関する規程第5条及び第6条に定める。

(一部改正 令和5年達第36号)

(再履修)

第27条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位の取消)

第28条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

## 第4章 他学部との単位互換

(授業科目)

第29条 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(履修の届出)

第30条 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修の取消)

第31条 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修方法)

第32条 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、当該学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(単位の認定及び取消)

第33条 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(他学部生の受入れ手続)

第34条 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(受入れ学生数)

第35条 前条の規定により他学部から受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(受入れ学生の履修可能授業科目)

第36条 受入れ学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(受入れ学生の履修方法及び単位授与)

第37条 受入れ学生の履修及び単位の認定は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(その他)

第38条 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

## 第5章 履修登録単位数の上限

(履修登録単位数の上限)

第39条 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、第1年次前期にあつては25単位、第1年次後期以降にあつては24単位とする。

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

## 第6章 進級及び卒業要件等

(原級留置)

第40条 第2年次終了時において、次の各号の要件を一つでも満たしていない者は、第3年次に進級することができない。

(1) 第5条に定める修得必要単位数のうち必修科目である「NCUラーニング・コンパス」、「情報リテラシー」、「データサイエンス・リテラシー」、「健康・スポーツ科

学」、「基礎生物学」、「生物学」、「自然科学実験」及び「線形代数学Ⅰ」を含む37単位以上を修得していること。

(2) 「総合理学概論」3単位、「総合理学実験入門」1単位、「解析学基礎」2単位及び「コンピュータリテラシー」2単位を合わせて8単位を修得していること。

(3) 「生命科学実験」2単位又は「物質科学実験」2単位を修得していること。

(4) 前2号を含めて専門教育科目から28単位以上を修得していること。

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

第41条 第3年次終了時において、「専門演習Ⅰ」2単位及び「卒業研究Ⅰ」4単位を合わせて6単位を修得していない者は、第4年次に進級することができない。

(一部改正 令和5年達第36号)

(除籍)

第42条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後4年に至っても、なお、第3年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第43条 所定の期間在学し、第5条及び第19条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(教員免許状の取得)

第44条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、中学校教諭一種免許状(数学)又は高等学校教諭一種免許状(数学又は理科)を取得することができる。

2 前項に定める教員免許状の取得を希望する者は、別表5又は別表6に定める授業科目、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

(一部改正 令和6年達第27号)

## 第7章 雑則

(その他)

第45条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第67号)

この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第19号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程(以下「改正後規程」という。)は、平成31年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1、別表2、別表2の2の規定は、平成30年度に入学した学生についても適用する。ただし、別表1に規定する「まちづくり論」及び「日本文化の理解」はこの限りでない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 5 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例（以下「在校生の例」という。）による。ただし、在校生の例によりがたい場合は、前項と同様とする。

（一部改正 令和5年達第36号）

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第36号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）第4条及び第40条並びに別表1、別表2及び別表3から別表5までの規定は、令和5年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和4年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和4年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和5年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例（以下「在校生の例」という。）による。ただし、在校生の例によりがたい場合は、前項と同様とする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

（名古屋市立大学総合生命理学部履修規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 6 名古屋市立大学総合生命理学部履修規程の一部を改正する規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第30号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和6年度以後に入学（第3年次編入学並びに転入学、再入学及び学士入学（以下「第3年次編入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、

従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

- 4 令和6年度以後に第3年次編入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

別表1

区 分		授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数				
					必修	選択	自由		
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	大 学 特 色 科 目	NCUラーニング・コンパス	講義	1	1			
			ヘルシーライフ	講義	1		2		
			キャリアデザインA	講義	1		2		
			キャリアデザインB	講義	1		2		
			SDGsを考える：医療系	講義	1		2		
			SDGsを考える：自然系	講義	1		2		
			SDGsを考える：数理情報系	講義	1		2		
			SDGsを考える：社会科学系	講義	1		2		
			SDGsを考える：人文系	講義	1		2		
			名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	講義	1		2		
			科学館・博物館・美術館から知る名古屋	講義	1		2		
			近世名古屋の歴史	講義	1		2		
			大学生から始めるESD	講義	1		2		
			まちづくり論	講義	1		1		
			キャリアデザイン（実践編）	講義	1		2		
			起業家になる	講義	1		2		
			地域社会で活躍する女性	講義	1		2		
			ワークライフバランスとダイバーシティ	講義	1		2		
			多文化共生と国際貢献	講義	1		2		
			持続可能な社会と私たち	講義	1		2		
			ESDと地域の環境	講義	1		2		
			次世代エネルギーワークショップ	講義	1		2		
	現 代 社 会 の 諸 相			日本国憲法	講義	1		2	
				なぜ憲法が必要なのか	講義	1		2	
				現代社会と法	講義	1		2	
				知的財産権入門	講義	1		2	
				人と法と医療	講義	1		2	
				国民所得はどう決まるか？	講義	1		2	
				ゲーム的状况を科学する	講義	1		2	
				公共政策：健康と暮らしの社会科学	講義	1		2	
				はじめての経営学	講義	1		2	
				企業診断ABC	講義	1		2	
				社会科学のデータ分析	講義	1		2	
				社会学A	講義	1		2	
社会学B	講義	1		2					
社会学C	講義	1		2					

	新聞報道の現場から	講義	1		2	
	人間の行動・心理と建築	講義	1		2	
	平和論	講義	1		2	
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
	国際政治	講義	1		2	
	比較政治史	講義	1		2	
	シティズンシップ入門	講義	1		2	
	地域力を高めるひとづくり	講義	1		2	
文化と人間性の探求	日本文化の理解	講義	1		2	
	人類学	講義	1		2	
	日本語コミュニケーション	講義	1		2	
	囲碁に学ぶ	講義	1		2	
	ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
	文化に見る歴史	講義	1		2	
	アメリカ史入門	講義	1		2	
	都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
	音楽と文化	講義	1		2	
	デザインと情報	講義	1		2	
	人間と表現	講義	1		2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
	応用倫理学	講義	1		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	心理学入門	講義	1		2	
	西洋の教育と哲学	講義	1		2	
	次世代育成と地域の課題	講義	1		2	
	デジタル時代の人文科学	講義	1		2	
	世界を理解するための宗教学	講義	1		2	
	日本の宗教の歴史と文化	講義	1		2	
	キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	人間と自然	科学史	講義	1		2
環境と社会・制度・政治・経済		講義	1		2	
環境科学		講義	1		2	
植物の多様性と環境		講義	1			2
動物とヒトの進化多様性		講義	1			2
社会と医学		講義	1		2	
くすりと社会		講義	1		2	
都市と自然		講義	1		2	
健康と生活		講義	1		2	
リハビリテーション概論		講義	1		2	
行動生態学		講義	1		2	

自然と数理の探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
	創薬と生命	講義	1		2	
	宇宙のなりたち	講義	1			2
	植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
	エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
	バイオサイエンス入門	講義	1		2	
	情報と数理の世界	講義	1			2
	データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
	地球史入門	講義	1		2	
	地域生態学	講義	1		2	
英語	IS: Community	演習	1		1	
	IS: Social Justice	演習	1		1	
	IS: Life & Work	演習	1		1	
	IS: Health & Well-being	演習	1		1	
	IS: The Arts	演習	1		1	
	AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
	AE: Interact Internationally	演習	1		2	
	AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
	AE: Raise Health/Environmental Awareness	演習	1		2	
	AE: Produce a Movie	演習	1		2	
	CS: Presentation	演習	1		2	
	CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
	CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
	CS: Writing	演習	1		2	
	EM: World News	演習	1		2	
	EM: Popular Culture	演習	1		2	
	EM: Reading for Inspiration	演習	1		2	
EM: Online Articles and Videos	演習	1		2		
その他の言語	ドイツ語初級 1	演習	1		2	
	ドイツ語初級 2	演習	1		2	
	フランス語初級 1	演習	1		2	
	フランス語初級 2	演習	1		2	
	中国語初級 1	演習	1		2	
	中国語初級 2	演習	1		2	
	韓国語初級 1	演習	1		2	
	韓国語初級 2	演習	1		2	
	スペイン語初級 1	演習	1		2	
	スペイン語初級 2	演習	1		2	
	日本手話初級 1	演習	1		2	

	日本手話初級 2	演習	1		2	
	ポルトガル語入門	演習	1		2	
	ロシア語入門	演習	1		2	
	イタリア語入門	演習	1		2	
	アラビア語入門	演習	1		2	
	日本語上級 1	演習	1		2	
	日本語上級 2	演習	1		2	
	ドイツ語初級会話 1	演習	1			2
	ドイツ語初級会話 2	演習	1			2
	フランス語初級会話 1	演習	1			2
	フランス語初級会話 2	演習	1			2
	中国語初級会話 1	演習	1			2
	中国語初級会話 2	演習	1			2
	日本語レポート作成 1	演習	1			2
	日本語レポート作成 2	演習	1			2
	日本語リーディング・リスニング 1	演習	1			2
	日本語リーディング・リスニング 2	演習	1			2
	日本語プレゼンテーション 1	演習	1			2
	日本語プレゼンテーション 2	演習	1			2
	日本語ライティング 1	演習	1			2
	日本語ライティング 2	演習	1			2
	日本語ディスカッション 1	演習	1			2
	日本語ディスカッション 2	演習	1			2
情報科目	情報リテラシー	講義 演習	1	1		
	データサイエンス・リテラシー	講義 演習	1	1		
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	講義	1	1		
	健康・スポーツ実技	実技	1			1
ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1			1
	ボランティア科目 2	実習	1			1
基礎科目	物理学	物理学基礎	講義	1		2
		力学	講義	1		2
		電磁気学	講義	1		2
		波動・熱力学	講義	1		2
	化学	化学基礎	講義	1		2
		化学熱力学基礎	講義	1		2
		有機化学	講義	1		2
	生物学	基礎生物学	講義	1	2	
		生物学	講義	1	2	

自然科学 実験	自然科学実験	実験	1	1		
数学・統 計学	線形代数学Ⅰ	講義	1	2		
	線形代数学Ⅱ	講義	1		2	
	統計学B	講義	1		2	

注1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て本表の授業科目の単位を修得したとみなすことができる。

(一部改正 平成30年達第

67号、平成31年達第19号、令和2年達第23号、令和3年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数	
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	3 単位	* 左記以外 に 2 単位
		現代社会の諸相	4 単位	
		文化と人間性の探求		
		人間と自然		
		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	6 単位	
		その他の言語	4 単位	
	情報科目		2 単位	
	健康・スポーツ科目		1 単位	
ボランティア科目				
基礎科目	物理学	2 単位	* 左記以外 に 8 単位	
	化学	2 単位		
	生物学	4 単位		
	自然科学実験	1 単位		
	数学・統計学	2 単位		
教養教育科目合計			41 単位	

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表 \* 印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号、令和 4 年達第30号、令和 5 年達第36号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799 点	800 点以上
TOEFL (iBT)	77～88 点	89 点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS: TOEIC Preparation (2 単位)」又は「CS: Grammar and Usage (2 単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号)

別表 3

区 分	授 業 科 目	授 業 形 態	配 当 年 次	単 位 数		
				必 修	選 択	自 由
専 門 基 礎 科 目	総合理学概論	講義	1	3		
	総合理学実験入門	実験	1	1		
	生命科学実験	実験	2		2	
	物質科学実験	実験	2		2	
	生態学	講義	2		2	
	基礎生理学	講義	2		2	
	適応生理学	講義	2		2	
	進化学I	講義	2		2	
	生物統計学	講義	2		2	
	生命情報学I	講義	2		2	
	生化学	講義	2		2	
	分子生理学	講義	2		2	
	細胞生物学	講義	2		2	
	分子生物学I	講義	2		2	
	物理化学	講義	2		2	
	無機化学	講義	2		2	
	有機合成化学	講義	2		2	
	力学発展	講義	2		2	
	物理学演習 I	演習	2		1	
	物理数学	講義	2		2	
	地学概論	講義	2		2	
	数学序論	講義	1		2	
	代数学 I	講義	2		1	
	代数学演習 I	演習	2		1	
	代数学 II	講義	2		1	
	代数学演習 II	演習	2		1	
	離散数学	講義	2		1	
	幾何学 I	講義	2		1	
	幾何学演習 I	演習	2		1	
	幾何学 II	講義	2		1	
	幾何学演習 II	演習	2		1	
	解析学基礎	講義	1	2		
	解析学 I	講義	2		1	
	解析学演習 I	演習	2		1	
	解析学 II	講義	2		1	
	解析学演習 II	演習	2		1	
複素関数論	講義	2		2		

		コンピュータリテラシー	講義 演習	1	2		
		コンピュータサイエンス	講義	2	2		
		プログラミング I	講義	2		2	
		プログラミング I 演習	演習	2		1	
専門科目	生命科学科目	生態測定学	講義	3		2	
		応用生理学	講義	3		2	
		古生物学	講義	3		2	
		進化学 II	講義	3		2	
		生命情報学 II	講義	3		2	
		植物生理学	講義	3		2	
		応用生物学	講義	3		2	
		発生生物学	講義	3		2	
		生物機能化学	講義	3		2	
		分子遺伝学	講義	3		2	
		分子生物学 II	講義	3		2	
		遺伝生化学	講義	3		2	
		総合神経科学	講義	3		2	
		放射線生物学	講義	3		2	
	生命科学各論	講義	3		1		
	物質科学科目	有機量子化学	講義	2		2	
		機器分析化学	講義	3		2	
		量子力学	講義	2		2	
		物理学演習 II	演習	2		1	
		統計力学	講義	3		2	
		物性物理学	講義	3		2	
		天体物理学	講義	3		2	
		物質科学各論	講義	3		1	
	数理情報科学科目	代数学 III	講義	3		1	
		代数学演習 III	演習	3		1	
		幾何学 III	講義	2		1	
		幾何学演習 III	演習	2		1	
		解析学 III	講義	2		1	
		解析学演習 III	演習	2		1	
		確率論	講義	3		1	
		応用統計学	講義	3		2	
		プログラミング II	講義 演習	3		2	
		情報数学 A	講義	3		2	
情報数学 B		講義	3		2		

		数理情報科学各論	講義	3		1	
卒業研究 関連科目		総合理学実習	実習	3	3		
		専門演習Ⅰ	演習	3	2		
		専門演習Ⅱ	演習	4	2		
		専門演習Ⅲ	演習	4	2		
		卒業研究Ⅰ	演習	3	4		
		卒業研究Ⅱ	演習	4	4		
		卒業研究Ⅲ	演習	4	4		
外国語科目		自然科学英語	講義	2	2		
		グローバルコミュニケーション	演習	3	2		
専門 関連 科目		総合博物学	講義	2		2	
		数学教育法A	講義	3			2
		数学教育法B	講義	3			2
		数学教育法C	講義	3			2
		数学教育法D	講義	3			2
		理科教育法1	講義	3			2
		理科教育法2	講義	3			2
		教育学概論2	講義	2			2
		教職概論2	講義	2			2
		教育制度論	講義	3			2
		学校教育心理学	講義	2			2
		特別支援教育2	講義	2			2
		教育課程論	講義	3			2
		教育史	講義	2			2
		教育社会学	講義	2			2
		道德教育	講義	2			2
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2			2
		教育方法論2	講義	3			2
		I C T 活用教育論	講義 演習	3			1
		生徒・進路指導論	講義	2			3
		教育相談	講義	3			2
		介護等体験実習	実習	3			2
		中学校教育実習	実習	4			5
	高等学校教育実習	実習	4			3	
	教職実践演習(中・高)	演習	4			2	

(一部改正 平成31年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号)

別表 4

区 分	最低修得必要単位数	
	必修科目	選択科目
専門基礎科目	10単位	48単位以上
専門科目		
卒業研究関連科目	21単位	
外国語科目	4単位	
専門関連科目		
専門教育科目合計	83単位以上	

(一部改正 令和4年達第30号、令和5年達第36号)

別表 5 高等学校教諭一種免許状（理科）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目		
			科目名	授業形態	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	高等学校教諭一種免許状（理科）	物理学	○物理学基礎	講義	2
			力学	講義	2
			電磁気学	講義	2
			○波動・熱力学	講義	2
			物理数学	講義	2
			量子力学	講義	2
			統計力学	講義	2
		化学	○化学基礎	講義	2
			物理化学	講義	2
			無機化学	講義	2
			有機合成化学	講義	2
			機器分析化学	講義	2
		生物学	○基礎生物学	講義	2
			○生物学	講義	2
			生態学	講義	2
			基礎生理学	講義	2
			進化学Ⅰ	講義	2
			生命情報学Ⅰ	講義	2
			生化学	講義	2
			分子生理学	講義	2
			細胞生物学	講義	2
			分子生物学Ⅰ	講義	2
			応用生理学	講義	2
			進化学Ⅱ	講義	2
			植物生理学	講義	2
			応用生物学	講義	2
			生物機能化学	講義	2
			分子遺伝学	講義	2
		分子生物学Ⅱ	講義	2	
		地学	○地学概論	講義	2
			天体物理学	講義	2
		「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	○生命科学実験	実験	2
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	○理科教育法 1	講義	2
			○理科教育法 2	講義	2

教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	○教育学概論 2	講義	2
		○教職概論 2	講義	2
		○教育制度論	講義	2
		○学校教育心理学	講義	2
		○特別支援教育 2	講義	2
		○教育課程論	講義	2
		教育史	講義	2
		教育社会学	講義	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2
		○教育方法論 2	講義	2
		○ICT活用教育論	講義 演習	1
		○生徒・進路指導論	講義	3
		○教育相談	講義	2
	教育実践に関する科目	○高等学校教育実習	実習	3
○教職実践演習（中・高）		演習	2	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	○日本国憲法	講義	2	
	○健康・スポーツ科学	講義	1	
	○健康・スポーツ実技	実技	1	
	○CS: Presentation	演習	2	
	○情報リテラシー	講義 演習	1	
	○データサイエンス・リテラシー	講義 演習	1	

注 ○印は教職課程の必修科目である。

(一部改正 平成31年達第19号、令和3年達第19号、令和4年達第30号、令和5年達第36号、令和6年達第27号)

別表 6 中学校教諭一種免許状（数学）、高等学校教諭一種免許状（数学）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目			
			科目名	授業形態	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）	代数学	○線形代数学Ⅰ	講義	2	
			○線形代数学Ⅱ	講義	2	
			○代数学Ⅰ	講義	1	
			代数学演習Ⅰ	演習	1	
			○代数学Ⅱ	講義	1	
			代数学演習Ⅱ	演習	1	
			代数学Ⅲ	講義	1	
			代数学演習Ⅲ	演習	1	
			離散数学	講義	1	
		幾何学	数学序論	講義	2	
			○幾何学Ⅰ	講義	1	
			幾何学演習Ⅰ	演習	1	
			○幾何学Ⅱ	講義	1	
			幾何学演習Ⅱ	演習	1	
			幾何学Ⅲ	講義	1	
			幾何学演習Ⅲ	演習	1	
		解析学	○解析学基礎	講義	2	
			○解析学Ⅰ	講義	1	
			解析学演習Ⅰ	演習	1	
			○解析学Ⅱ	講義	1	
			解析学演習Ⅱ	演習	1	
			解析学Ⅲ	講義	1	
			解析学演習Ⅲ	演習	1	
			複素関数論	講義	2	
			情報数学A	講義	2	
		「確率論、統計学」	○統計学B	講義	2	
			確率論	講義	1	
			応用統計学	講義	2	
			情報数学B	講義	2	
		コンピュータ	○コンピュータリテラシー	講義 演習	2	
			○コンピュータサイエンス	講義	2	
			プログラミングⅠ	講義	2	
			プログラミングⅠ演習	演習	1	
			プログラミングⅡ	講義 演習	2	
		各教科の指導法（情報通信術の活用を含む。）	○数学教育法A	講義	2	
			○数学教育法B	講義	2	
			△数学教育法C	講義	2	
			△数学教育法D	講義	2	
		教育の基	教育の基礎的	○教育学概論2	講義	2

礎的理解に関する科目等	理解に関する科目	○教職概論 2	講義	2
		○教育制度論	講義	2
		○学校教育心理学	講義	2
		○特別支援教育 2	講義	2
		○教育課程論	講義	2
		教育史	講義	2
		教育社会学	講義	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	△道徳教育	講義	2
		○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2
		○教育方法論 2	講義	2
		○ICT活用教育論	講義 演習	1
		○生徒・進路指導論	講義	3
		○教育相談	講義	2
	教育実践に関する科目	○中学校教育実習	実習	5
		○高等学校教育実習	実習	3
		○教職実践演習（中・高）	演習	2
	大学が独自に設定する科目	△介護等体験実習	実習	2
		※道徳教育	講義	2
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	○日本国憲法	講義	2
		○健康・スポーツ科学	講義	1
		○健康・スポーツ実技	実技	1
○CS: Presentation		演習	2	
○情報リテラシー		講義 演習	1	
○データサイエンス・リテラシー		講義 演習	1	

注1 ○印は教職課程の必修科目である。

注2 △印は中学校教諭一種免許状（数学）の取得における必修科目である。

注3 ※印は高等学校教諭一種免許状（数学）の取得における選択科目である。

（この表追加 令和6年達第27号）

## 16. 名古屋市立大学大学院理学研究科の概要

学部での学修・卒業研究を通じてもっと深く研究したいことが見つかったら、大学院へ進学することも進路の選択肢です。大学院では、自分の研究テーマを追求する過程で、課題発見能力や研究手法を身につけることができます。

理学研究科は、生命科学、物質科学、数理情報科学の各分野における科学技術の発展に寄与することを目標としています。また、分野を横断して柔軟な思考のできる理科系専門家、総合的な視点に立って判断できる人材の養成を目指しています。

### 【理学情報とは】

自然科学と情報科学は近年めざましい発展を続けています。自然科学の現象を情報科学の視点から捉える一方、自然科学が発見した現象や法則を情報科学に応用することによって両分野の融合を図り、相互の発展をねらいとする境界領域の研究分野です。

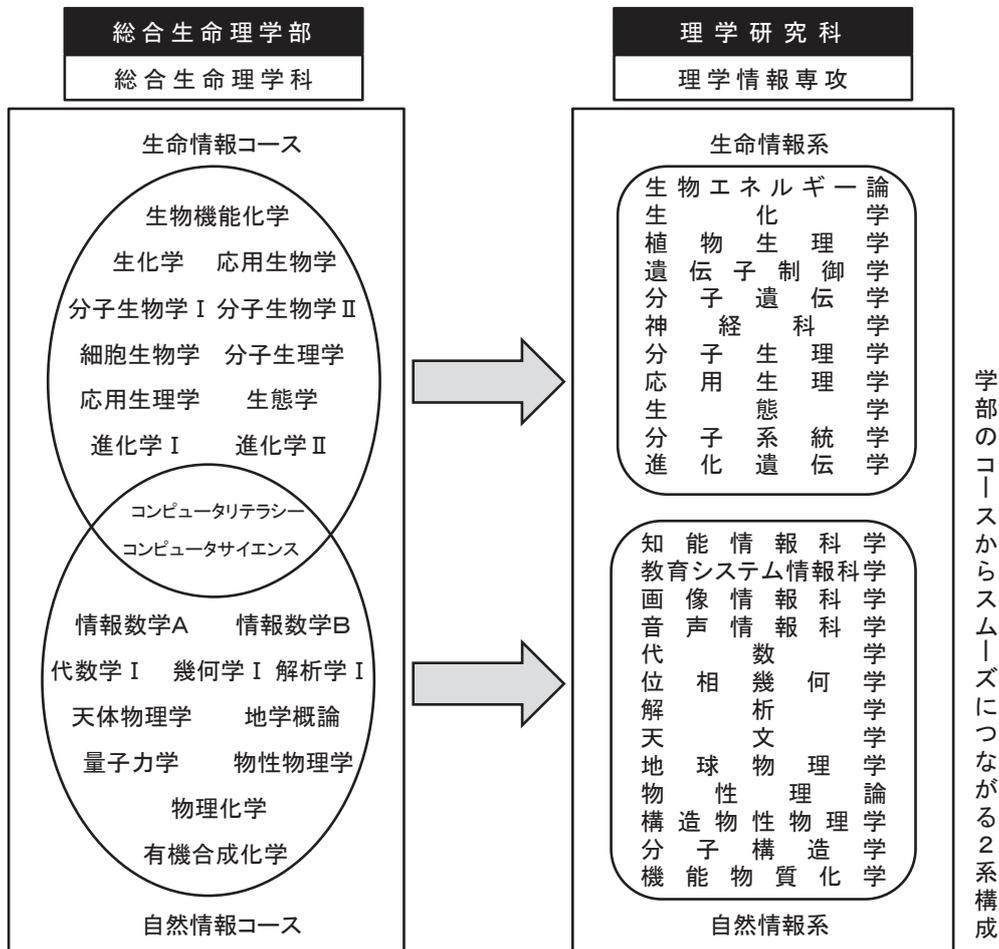
### 【多彩な研究分野と複数指導】

幅広い研究分野の連携をはかるため「生物学、化学、物理学、数学、情報科学」など多彩な分野を専攻する教員が2つの系列（生命情報系、自然情報系）を構成して指導にあたります。原則として指導教員は1名ですが、関連する分野の複数の教員による指導を受けることも可能です。

### 【柔軟なカリキュラム】

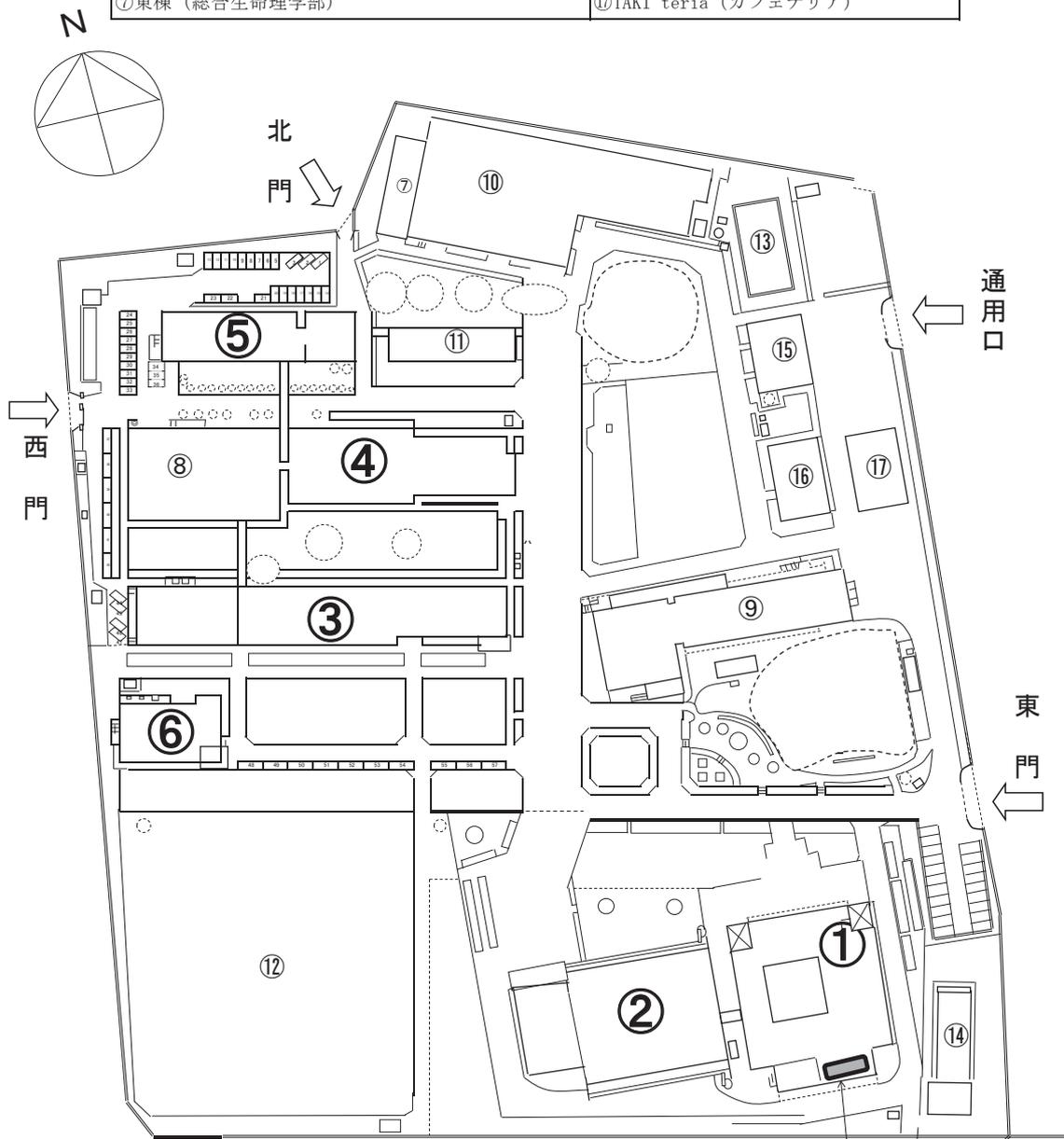
多様な経歴をもつ学生に柔軟に対応するため、カリキュラムを昼夜開講制とし、その構成にも工夫を施しています。共通科目の履修により広範な理学分野の研究を概観するとともに、2つの専門科目系列（生命情報系、自然情報系）を選択履修し、特定の領域を深く掘り下げることができます。さらには多彩な関連科目の選択により内容を幅広く発展させることも可能です。

#### 総合生命理学部から理学研究科への接続



# 17 滝子（山の畑）キャンパス建物配置図

① 1号館（人文社会学部・総合生命理学部）	⑧ 図書館
② 2号館（教養教育・保健管理センター）	⑨ 学生会館（生協・食堂）
③ 3号館（経済学部・データサイエンス学部・学生課・国際交流センター・キャリア支援センター）	⑩ 体育館
④ 4号館（総合生命理学部・データサイエンス学部）	⑪ トレーニングルーム
⑤ 5号館（総合生命理学部）	⑫ テニスコート
⑥ 6号館（総合情報センター・データサイエンス学部）	⑬ プール
⑦ 東棟（総合生命理学部）	⑭ 弓道場
	⑮ 体育系クラブハウス
	⑯ 文化系クラブハウス
	⑰ TAKI teria（カフェテリア）



【専門教育受付窓口】  
山の畑事務室  
(1号館1階)



2024 年度

履 修 要 項  
(総合生命理学部)

発 行 名古屋市立大学総合生命理学部  
郵便番号 467-8501  
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1  
電 話 052-872-5802

